

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北斗市は、地方税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

北海道北斗市長

## 公表日

令和8年3月19日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税に関する事務
②事務の概要	<p>・北斗市(以下「市」という。)は、「地方税法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例によるもの)に関する事務を取り扱う。</p> <p>・地方税その他の地方税に関する法律及び北斗市税条例に基づき、納税者からの申告又は調査等により課税し徴収、あるいは減免する。</p> <p>・納税義務者が納税したことについて収納し、納付額が課税額より多い場合、過納額を還付する。</p> <p>・納税者からの納付がない場合や、納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。</p> <p>・納税者からの申請に基づき、税情報から課税証明書・所得証明書等を発行する。</p> <p>・市は、地方税に関する事務において、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人住民税の賦課 ②固定資産税の賦課 ③軽自動車台帳の管理 ④軽自動車税の賦課 ⑤課税(非課税)証明書、所得証明書等の発行 ⑥納税証明書、標識交付に関する証明、標識返納に関する証明の発行 ⑦納税者の宛名、納税管理人の特定や突合</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国税連携システム、イメージファイリングシステム、団体内宛名統合連携サーバー、中間サーバー

## 2. 特定個人情報ファイル名

個人住民税ファイル、固定資産税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、統合宛名ファイル、国税連携データ受信ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項 別表(24の項)</p> <p>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p>
--------	--

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>(主務省令第2条の表における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、55の2、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、112、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項)</p> <p>(主務省令第2条の表における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの」に該当する項(48の項)</p>

<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	総務部税務課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	北斗市総務部総務課 〒049-0192 北海道北斗市中央1丁目3番10号 0138-73-3111
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	北斗市総務部税務課 〒049-0192 北海道北斗市中央1丁目3番10号 0138-73-3111
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
	[            ] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。</li> <li>・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。</li> </ul>

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [    ] 内部監査      [    ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ol>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策      ] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である      ] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。</li> <li>・USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。</li> <li>・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認する。</li> </ul>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-1-②事務の概要	・市は、地方税に関する事務において、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 総務部税務課 総務部収納課	・市は、地方税に関する事務において、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険税システム、個人住民税ファイル、固定資産税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、国民健康保険税	事後	
令和1年6月28日	I-1-③システムの名称	個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険税システム、個人住民税ファイル、固定資産税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、国民健康保険税	個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険税標準システム、個人住民税ファイル、固定資産税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、国民健康保険税	事後	
令和1年6月28日	I-2 特定個人情報ファイル名	個人住民税ファイル、固定資産税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、国民健康保険税	個人住民税ファイル、固定資産税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、国民健康保険税	事後	
令和1年6月28日	I-3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1(16の項)	・番号法第9条第1項 別表第1(16の項) ・番号法別表第1表の主務省令で定める事務を	事後	
令和1年6月28日	I-5-①部署	総務部税務課 総務部収納課	総務部税務課	事後	
令和1年6月28日	I-5-②所属長の役職名	総務部税務課長 高松 孝男 総務部収納課長 上野 雅弘	総務部税務課長	事後	
令和1年6月28日	I-8連絡先	北斗市総務部税務課、収納課	北斗市総務部税務課	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	(なし)	項目を追加	事後	
令和2年6月17日	I-1-②事務の概要	⑤国民健康保険税の賦課 ⑥課税(非課税)証明書、所得証明書等の発行	⑤課税(非課税)証明書、所得証明書等の発行 ⑥納税証明書、標識交付に関する証明、標識	事後	医療
令和2年6月17日	I-1-③システムの名称	国民健康保険税システム、	(なし)	事後	
令和2年6月17日	I-2 特定個人情報ファイル名	国民健康保険税情報ファイル、	(なし)	事後	
令和2年6月17日	I-4-②法令上の根拠	第一欄(情報提供者)	第一欄(情報照会者)	事後	
令和3年3月8日	I-4-②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	再評価
令和3年3月8日	II-1対象人数、いつ時点の計数か	2019/6/1	2020/6/1	事後	再評価
令和3年3月8日	II-2取扱者数、いつ時点の計数か	2019/6/1	2020/6/1	事後	再評価
令和3年11月25日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	番号法の一部改正による修正
令和3年11月25日	II-1対象人数(いつ時点の計数か)	2020/6/1	2021/11/1	事前	評価書の見直し
令和3年11月25日	II-2取扱者数(いつ時点の計数か)	2020/6/1	2021/11/1	事前	評価書の見直し
令和3年11月25日	IV-8監査	[ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	[ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	事前	評価書の見直し
令和8年3月19日	I-4-② 法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」に該当する項(27の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、55の2、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、112、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境税と税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの」に該当する項(48の項)	事後	番号法の改正に伴う修正
令和8年3月19日	I-3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1(16の項) ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	・番号法第9条第1項 別表第1(24の項) ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	番号法の改正に伴う修正
令和8年3月19日	I-9 規則第9条第2項の適用	(なし)	項目を追加	事後	新様式への移行
令和8年3月19日	IV-8-人手を介在させる作業	(なし)	項目を追加	事後	新様式への移行
令和8年3月19日	IV-11-最も優先度が高いと考えられる対策	(なし)	項目を追加	事後	新様式への移行
令和8年3月19日	I-3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1(24の項) ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	・番号法第9条第1項 別表(24の項) ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	
令和8年3月19日	I-4-②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	